

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号		調達要求番号	5 S P T 1 A 1 0 0 0 5
燃料フィルターセパレーター等 交換役務		仕様書番号	WE-Z 2 6 0 0 0 4
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和 7年 4月 15日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	九州補給処鳥栖燃料支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、九州補給処鳥栖燃料支処（以下、“支処”という。）において使用する燃料フィルターセパレーター等交換作業について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 1の1.2及びGLT-CG-Z 5 0 0 0 2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z 5 0 0 0 0 2 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 整備に関する要求

2.1 整備実施場所

陸上自衛隊九州補給処鳥栖燃料支処^{a)}とする。

注^{a)} 〒841-0072

佐賀県鳥栖市村田町1089-1

2.2 整備内容

整備内容は、表1による。

燃料フィルターセパレーター等交換作業はコアレッサカートリッジ、セパレータカートリッジ、ケースリングの交換作業である。

2.3 整備作業の中止

整備作業の中止については、GLT-CG-Z 5 0 0 0 0 2の2.14による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

表1-整備内容

整備内容			
番号	名称等	単位	数量
1	軽油払出用1基 (V-15021A/B) (型式: ZFS-0600)		
1-1	コアレッサカートリッジ (UC1-N2N)		10
1-2	セパレータカートリッジ (US1-1000N)	EA	2
1-3	ケースリング (ON7-0645)		1
2	軽油ドラム充填機用1基 (V-15022A/B) (型式: ZFS-0500)		
2-1	コアレッサカートリッジ (UC1-N2N)		6
2-2	セパレータカートリッジ (US1-1000N)	EA	1
2-3	ケースリング (ON7-0545)		1
3	灯油払出用1基 (V15023A/B) (型式: ZFS-0500)		
3-1	コアレッサカートリッジ (UC1-N2N)		6
3-2	セパレータカートリッジ (US1-1000N)	EA	1
3-3	ケースリング (ON7-0545)		1
4	灯油ドラム充填用1基 (V-15025A/B) (型式: VFCS-128-114M)		
4-1	コアレッサカートリッジ (UC1-N2N)		1
4-2	セパレータカートリッジ (CS-58W1)	EA	1
4-3	ケースリング (ON7-0390)		1
5	JETA-1 払出用1基 (V15027A/B) (型式: VFCS-428-414M)		
5-1	コアレッサカートリッジ (DC-A28W)		4
5-2	セパレータカートリッジ (DS-58AW)	EA	4
5-3	ケースリング (ON7-0645)		1
6	JETA-1 ドラム充填用1基 (V15028A/B) (型式: VFCS-228-214M)		
6-1	コアレッサカートリッジ (DC-A28W)		2
6-2	セパレータカートリッジ (DS-58W)	EA	2
6-3	ケースリング (ON7-0545)		1
7	ガソリン払出用1基 (V-15024A/B) (型式: ZFS-0500)		
7-1	コアレッサカートリッジ (UC1-N2N)		6
7-2	セパレータカートリッジ (US1-1000N)	EA	1
7-3	ケースリング (ON7-0545)		1
8	ガソリンドラム充填用1基 (V-15026A/B) (型式: VFCS-128-114M)		
8-1	コアレッサカートリッジ (UC1-N2N)		1
8-2	セパレータカートリッジ (CS-58W1)	EA	1
8-3	ケースリング (ON7-0390)		1
9	その他消耗品		
9-1	上記整備内容に伴う当然必要であろう消耗品は交換するものとする。		
9-2	交換作業時に排出した燃料については、支処が処分とする。		

4 その他の指示

4.1 納入書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き表2による。

表2-提出書類

項目		提出時期	提出先
施行写真	着工前	整備完了後速やかに	契約担当官等
	各工程		
	完了時		
役務完了届			

4.2 機材・機器・消耗品

整備に必要な機材、機器及び消耗品（電気及び水を含む）は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.3 保全

保全は、次による。

- a) 支処の立ち入りに際しては、所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 支処中での行動（入出門手続き、火気取り扱い、作業用通路など）は、支処の規則及び支処関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。
なお、やむを得ず作業地域外への立入りを必要とする場合には、所定の手続きを行うものとする。
- c) 契約の相手方は、契約の履行にあたり、直接又は間接に関らず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、契約終了後も同様とする。
- d) 契約の相手方は、官側の施設内において無許可の撮影をしてはならない。

4.4 安全管理

契約の相手方は、安全に対する検討を行い必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとし、必要によって契約担当官の指示を受けるものとする。

4.5 その他

その他は次による。

- a) この作業に際し、分屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して履行するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び分屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- b) 作業の実施日は、契約担当官等との調整によるものとする。
- c) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、支処管理者との調整によって所要の手続きをとるものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。